

令和4年度宮崎県水田営農対策等実施方針

令和3年12月
宮崎県農業再生協議会

1 趣 旨

本県では、これまでも国の政策の方向を踏まえつつ、生産者・地域の創意工夫と自主性を尊重し、米の計画的な生産と、水田をフル活用して、生産者の経営安定・所得確保が可能な生産性の高い水田農業経営の確立に向けて、関係機関・団体が一体となって取り組んできた。

一方、国は、生産者や集荷団体等が自らの経営判断に基づき、需要に応じた米の生産・販売を行う姿を目指すとともに、戦略作物や園芸作物の生産振興による水田のフル活用を促進することなどを柱とした、米政策の見直しを行い水田農業の改革を進めている。

このため、本県においても、持続可能な新たな水田農業の確立を目指し、「宮崎県水田収益力強化ビジョン」を基本として、国の制度を最大限に活用し、需要に応じた主食用米や新規需要米、加工用米等のバランスの取れた生産を推進する。さらには、地域の特色を生かした高収益作物の導入と輪作営農・機械化一貫体系の確立によって、水田における「作物作付のベストミックス」の実現による水田の高度利用と高収益化を進め、併せて10年先の水田農業を支える担い手の育成を強化し、「宮崎ならではの」の特徴ある生産性の高い水田農業経営の確立に関係機関・団体と一体となって取り組む。

2 米と米以外の作物を組み合わせた生産性の高い水田農業経営の確立

(1) 需要に即した「商品価値の高い売れる米づくり」の推進

本県では高齢化等により小規模水稻生産者が大幅に減少し、直近10年で、主食用米が約4,500ha 減少している。一方で、全国的には、米新品種の乱立や産地間競争の激化が進む中、需要減退に伴う産地在庫の増大から、販売・価格面での競争も激しさを増しており、作付維持を基本に需要に応じた生産を推進する。

具体的には、スマート農業技術等を取り入れた、更なる省力・低コスト栽培技術の普及等により作付けを維持しながら、ウンカ類やいもち病等の蔓延防止のための防除徹底や気候変動に左右されない安定した生産体制を構築する。さらに、全国に先駆けて販売される「コシヒカリ」や、一般財団法人日本穀物検定協会が実施する米の食味ランキングの「特A」取得等を契機としたブランド米の産地確立に加え、「高品質・良食味・低コストな米づくり」による主食用米の収益向上に関係機関・団体が一体となって取り組む。

また、近年、需要が増加している業務用米について、推進対象地区や対象者を明確にし、実需者ニーズに対応した多収品種の導入と安定多収栽培法の検討による生産コストの低減を進め、新たな産地を育成する。

なお、「作付の目安」は、生産者の作付意欲を抑制することのないよう、前年産の作付実績シェアを県の作付け目安に乗じて算出し、作付意欲の高い担い手への重点加算等にも努めることとする。

[重点推進事項]

- ・ 安定した食味を有する新米「コシヒカリ」の銘柄維持
- ・ 「特A」の継続取得及び産地拡大に向けた生産技術の普及
- ・ 「宮崎米「特A」取得対策会議」を核とする指導體制の強化
- ・ 業務用米（多収品種）の導入及び多収栽培技術の確立による稲作経営の安定化
- ・ スマート農業技術等の活用による省力・低コスト栽培体系の確立
- ・ 需給バランスを意識した「作付の目安」の提示

(2) 非主食用米による多様な米づくりの推進・徹底

加工用米や飼料用米、WC S用稲等の非主食用米については、本県の主要産業である酒造業や畜産業においてニーズの高い品目であり、「宮崎ならではの」転作作物として拡大・定着していることから、以下のとおり、具体的な取組を推進する。

① 加工用米

加工用米の生産と利用については、県内の酒造メーカーとの連携により、実需者ニーズに対応した安定的かつ効率的な生産・流通体制の構築に取り組み、目標とする1万トンにほぼ達したため、今後は、集荷団体単位で生産目標面積の維持可能な体制を構築する。なお、加工用米専用品種への誘導や安定多収技術の確立・普及による効率的な生産に引き続き取り組み、作付けの団地化や乾燥調製・精米の一元体制の構築等、関係機関・団体や実需者等が一体となって取り組む。

令和4年産については、実需者の求める生産量や（主食用米や新規需要米等とのバランスを鑑みて）、作付面積は1,940haとし、集荷団体ごとの「生産目標」を前年の作付実績により配分する。また、多収技術を推進し、平均反収515kgとすることで生産量10,000トンを目指とする。

なお、加工用米の生産と流通に係る具体的な取組事項等については、別に定めることとする。

【令和4年産加工用米の生産目標】

作付面積：1,940ha

生産量：10,000トン

[重点推進事項]

- ・ 早期水稻向け専用品種「宮崎52号」への誘導、多収栽培技術の確立
- ・ 普通期水稻向け専用品種「み系358」への誘導、多収栽培技術の実証・普及
- ・ 水利用や栽培管理の効率化に向けた団地化の誘導や担い手への作業集積
- ・ 地域の拠点施設を中心とした、乾燥調製・精米一元体制の構築や流通のフレコン化
- ・ 実需者の需要量を安定的に供給できる生産体制の構築

② 飼料用米

飼料用米の生産と利用については、畜産県として今後の飼料の自給率向上を図る観点から、多収品種の導入促進等による収量性向上の取組強化により、戦略作物助成における単位面積当たり交付額の底上げを目指すとともに、輸入飼料の代替として飼料用米を利用することにより銘柄確立やブランド力強化を目指す県内の養豚、養鶏業者との連携を図る。

なお、飼料用米の生産・流通に係る具体的な取組事項等は、別に定めることとする。

【令和4年産飼料用米の推進の目安】

区分	販売方式	中心品種	流通形態	令和4年産の推進の目安
県内流通	県内集荷団体を通じて飼料メーカー等に販売され、主に県内畜産農家が利用	多収品種	フレコン主体 (粳主体)	290ha
地域流通	耕種農家と畜産農家のマッチングにより地域の実情に応じ流通	多収品種	フレコン主体 (玄米・粳)	210ha
計				500ha

※令和4年産宮崎県飼料用米生産流通方針（R4.1）では、550haに上方修正

[重点推進事項]

- ・ 次期専用品種の選定及び低コスト化技術の検討
- ・ 耕種農家と畜産農家のマッチング支援

③ 米粉用米

実需者と直接結びついた米粉用米の生産については、契約数量確保に向け、各地域の作付体系に適した多収品種の検討を行うとともに、安定多収に向けた栽培技術の導入を図る。また、米消費拡大対策と連動した米粉用米の需要開拓を図る。

[重点推進事項]

- ・ 契約数量確保に向けた多収栽培技術の確立

④ WCS用稲

全国有数の畜産県として、繁殖牛や乳用牛などの自給飼料を安定的に確保することは、家畜の飼養衛生管理の上からも大変重要であることから、コントラクター組織等による適期収穫を推進する一方、適正な栽培管理による本格的な作付を

推進し、交付金制度の厳格な運用により適切な生産の徹底等を促し、戸別の生産頭数に応じた需要量に基づく適正な作付面積の範囲で作付けを推進する。

またWCS専用品種「ミナミユタカ」については、一部の地域でいもち病の発生が確認されており、優良品種の活用寿命を伸ばすため、病原の拡散・蔓延を防止する適切な防除体系の実施徹底を図る。

[重点推進事項]

- ・ 「ミナミユタカ」における、いもち病防除対策を含めた適切な生産推進
- ・ 需要に基づく適正な範囲での作付推進
- ・ 販売型コントラクターによる広域流通の促進

(3) 米以外の「地域振興作物」の定着・拡大

水田の効率的活用による生産性の高い水田農業の確立に向けて、「水田収益力強化ビジョン」に位置づけられた地域振興作物の定着・拡大に向けた取組を行う。

① 飼料作物

WCS用稲と同様に、繁殖牛や乳用牛などの自給飼料を安定的に確保する観点から、二毛作助成を有効に活用した水田裏作の利用促進により、現在の作付面積の維持・拡大を推進する。

② 麦・大豆

畑作も含めて、契約栽培等を中心とした安定生産を推進する。また、麦については、普通期栽培による主食用米や加工用米、飼料用米等と組み合わせた二毛作を推進する。

③ 園芸作物

施設栽培においては、複合環境制御技術等の導入による生産性の向上や規模拡大、ハウスの団地化により生産基盤の強化を図るとともに、露地栽培においては、反収の向上や品質・規格の平準化などの生産性向上技術の確立や、機械化の推進、スマート農業技術等による規模拡大により、需要が伸びている加工・業務用野菜等の産地育成を図る。

[重点推進事項]

- ・ 耕種的排水対策の徹底や、ほ場整備の実施による水田の汎用化の推進
- ・ 加工・業務用露地野菜等を組み合わせた「水田輪作営農体系」と「機械化一貫体系」による低コスト・省力化の推進
- ・ 農業法人等による作業受託体制の整備や機械レンタル・リースの取組推進による新たな産地育成
- ・ 水田を生産基盤とする耕種版インテグレーションの拡大加速化

3 担い手の確保・育成と農地の集積・集約化による水田農業経営の効率化・安定化

近年の農業従事者の高齢化と集落人口の減少により、水田農業の継続や農業用水等

の維持管理に支障をきたす事例が増加していることから、経営所得安定対策や農地中間管理事業をはじめとする担い手・農地関連施策を十分に活用しつつ、本県における水田農業の構造改革を一層推進する。

特に、稲作農業の担い手を明確化するとともに、土地改良区や中山間地域等直接支払、多面的機能支払等の話し合い母体に加え、公民館組織等既存の地域コミュニティを有効に活用し、農地の集積・集約化による経営規模の拡大や効率化を支援する。

(1) 水田農業の担い手の明確化と人・農地プランや農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化

水田農業の担い手の育成・確保については、認定農業者や人・農地プランにおける中心経営体等を基本とし、稲作農業の担い手という視点から、各地域において作成した「担い手リスト」も活用して、担い手への農地の利用集積・集約や規模拡大に向けた支援などの施策を重点化する。担い手の育成・確保に併せて農地の利用集積に係る設定目標の達成に向けた進行管理を行う。

また、人・農地プランについては、地域の意向を踏まえて守るべき農地や出し手・担い手を明確化するなど実質化を進める。特に市町村の農政部署と農業委員会事務局等との連携強化により、農業委員や農地利用最適化推進委員が、地域の話し合いをリードし、円滑に合意形成を促すことができる体制を整える。

農地中間管理事業については、引き続き農地の集積・集約化を進めるための手段として活用するとともに、担い手が農地を効率的に利用できるように、シャッフル（担い手間の耕作地の交換を通じた再配分）を段階的かつ着実に進める。

なお、様々な合意形成を促す際には、水田情報システム等を活用して、耕作者、後継者、作物等の情報が見える化し、話し合いの活性化に役立てる。

(2) 集落営農組織等の育成と集落営農法人への誘導

「集落営農」については、今後の水田農業を支える重要な担い手として位置づけ、担い手リストに基づく集落分析や人・農地・作物等の情報を集約した地図システム等を有効に活用し、それぞれの話し合い母体において組織化に向けた合意形成を進めるとともに、既存の集落営農組織については、より効率的で安定的な農業経営の確立に向け、集落営農法人等への誘導を図る。

(3) 地域農業の課題解決に向けた新たな取組

人・農地プランの実質化に取り組むなかで、農業従事者の高齢化や担い手の不在等により、地域農業の展望が描けない地域・集落においては、公民館組織等既存の地域コミュニティに対して、農地の活用方向や、担い手との作業の役割分担等をまとめた営農戦略の策定と、外部の担い手経営体と連携を推進する。

(4) ほ場整備の推進による経営の効率化

担い手への農地の集積・集約化、経営の効率化に資する基盤整備を推進するため、ほ場整備事業の推進に係る「事業計画重点地区」を中心に、市町村や関係機関と連携のもと、地域営農構想策定や合意形成に向けた取組を加速させ、更なる整備促進を図るとともに、地域の特徴に応じ、暗渠排水等の導入による水田の汎用化を進め、高収益作物や輪作体系の導入など、効率的で生産性の高い水田農業への転換を図る。

ほ場の区画拡大の加速化に向けては、地域ニーズに応じ、農地耕作条件改善事業等の活用による畦畔除去等の簡易な基盤整備についても積極的に推進する。

4 各種交付金の有効活用の推進

(1) 戦略作物に対する交付金

食料自給率・自給力の向上と円滑な米の需給調整を図るため、戦略作物に対する交付金を活用し、WCS用稲や飼料用米、加工用米等の戦略作物の生産を推進する。

(2) 産地交付金

加工用米や飼料用米をはじめ、地域の特色を踏まえた収益性の高い地域振興作物への支援や、水稻と戦略作物、又は戦略作物同士を組み合わせた二毛作による水田フル活用の取組を促進する等、県及び各地域の「水田収益力強化ビジョン」に基づき、「産地交付金」の効果的な活用を図る。

なお、「産地交付金」の具体的な活用方法等については、別に定めることとする。

5 米関連情報の的確な伝達

米の需給・価格等に関する情報について、生産者団体や農業再生協議会等を通じて、米の集出荷に関わる業者等のもとより、生産者へ確実に伝達し、需要に即した売れる米づくりを推進する。

6 関連対策等の推進と活用

水田農業の構造改革や地域振興作物の産地づくりに取り組む地域や担い手を支援するため、機械・施設等の条件整備や農地の流動化などの各種補助事業等の効果的な活用を推進する。

7 推進体制

県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の適切な役割分担・連携と構成する関係機関・団体の積極的な参画・支援のもと、水田情報管理システムや水土里情報システムを活用しながら、主食用米の需給調整はもとより、効率的・安定的な経営体を中心とする生産性の高い水田農業経営の確立に向け、関連施策や制度に適確に対応した県全体の推進体制を整備する。